特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書	名	
5	入善町	健康管理に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

入善町は、健康管理に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県入善町長

公表日

令和7年1月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律および国民健康保険法による特定健診、特定保健指導を実施している。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、接種の勧奨、接種の管理を行っている。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務) ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の記録、台帳管理 (団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ・番号連携システムにおける事務について)・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。・番号法第19条第8号に基づく主務省令に記載されている情報提供者業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令に記載されている情報照会者業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。
③システムの名称	健康管理システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバ 中間サーバ 健康管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル	·名
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(14,44,70,85,111,126の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第24条第7号、第40条、第46条第7号、第 54条、第67条の2
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	元気わくわく健康課					
②所属長の役職名	元気わくわく健康課長					
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関					
総務課総務係 住所:富山県下	F新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2839					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2839					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先 財政課デジタル推進係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2871						
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した						

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			令和7年1月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
	引に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 『 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	ਂ (委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	じた提供を除く。)]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		人[]	手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	バー登録の際には、本人からの 所を含む3情報による照会を行	のマイナンバー取得を循 fう事を厳守している。	務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナン 敵底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住 た、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介 ており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十
9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている
		,	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	-	
11. 最も優先度が高いと考 最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって <選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ	【]全 不正に使用されるリスク れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対策 ではあるリスクへの対策 システムを通じて目的外 システムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの	3) 十分に行っていない 項目評価又は重点項目評価を実施する つへの対策 との紐付けが行われるリスクへの対策 つへの対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) への入手が行われるリスクへの対策 に提供が行われるリスクへの対策 に提供が行われるリスクへの対策 の対策
最も優先度が高いと考えられ	[3) 権限のない者によって <選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークを 7) 情報提供ネットワークを 8) 特定個人情報の漏えし 9) 従業者に対する教育・	て]全	3) 十分に行っていない 項目評価又は重点項目評価を実施する つへの対策 こへの対策 まとの紐付けが行われるリスクへの対策 つへの対策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) いの入手が行われるリスクへの対策 に提供が行われるリスクへの対策

変更簡所

変更置	竹				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠) 情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個 人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項 (17、18、19、70の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26項、56-2項、87項 (別表第二における情報照会の根拠) 16-2項、17項、18項、19項、70項	事後	
平成29年4月1日	I-8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連 絡先	企画財政課企画調整係	企画財政課企画政策課	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点	平成26年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点	平成26年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ①部署	健康福祉課	元気わくわく健康課	事後	
平成30年4月1日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	健康福祉課長 小堀 勇	元気わくわく健康課長 小林 一雄	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月1日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長(の役職 名)	元気わくわく健康課長 小林 一雄	元気わくわく健康課長	事後	
令和1年6月3日	I-7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町 入膳3255 電話:0765-72-1100	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町 入膳3255 電話:0765-72-2839	事前	
令和1年6月3日	I-8 特定個人情報ファイル 取扱いに関する問合せ 連絡 先	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-1100	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2871	事前	
令和1年6月3日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	再実施に伴う変更のため
令和1年6月3日	Ⅳ リスク対策	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加
令和2年1月28日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26項、56-2項、87項 (別表第二における情報照会の根拠) 16-2項、17項、18項、19項、70項	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16-2項、16-3項、26項、56-2項、69-2項、87項 (別表第二における情報照会の根拠) 16-2項、17項、18項、19項、69の2項、70項	事前	
令和2年1月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 点	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年2月1日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概 要	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、 新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を 実施して いる。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、 接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律および国 民健康保険法による特定健診、特定保健指導 を実施している。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、 訪問指導等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用す る。 ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、 新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を 実施して いる。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、 接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律および国 民健康保険法による特定健診、特定保健指導 を実施している。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、 訪問指導等を行っている。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づ き、接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用す る。 ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等 「多新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種の記録、台帳管理	事前	
令和3年2月1日	I-3 個人番号の利用 法律 上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76の 項)	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93 の2の項)	事前	
	•	•	•		•

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二(以別表第二における情報提供の根拠)16-2項、16-3項、26項、56-2項、69-2項、87項(別表第二における情報照会の根拠)16-2項、17項、18項、19項、69の2項、70項	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、115の2 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、69の2、70、115の2の項	事前	
令和3年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 点	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年7月26日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、 新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を 実施して いる。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、 接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律および国 民健康保険法による特定健診、特定保健指導 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、 訪問指導等を行っている。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づ を、接種の動致、接種の管理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用す る。 ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③を健診の予約受け、受診、結果の記録管理 《各種誌別・相談記録等 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種の記録、台帳管理	中下味理:	事後	
令和3年7月26日	I-1 特定個人情報を取り扱 う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携 サーバー、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年7月26日	I-3 個人番号の利用 ②法 令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93 の2の項)	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93の2の項) 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二(別表第二(別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、115の2の項(別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、69の2、70、115の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二(別表第二(別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、115の2の項(別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、69の2、70、115の2の項	事前	令和3年9月1日に施行される 番号利用法の改正による修正
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 点	令和3年1月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年12月20日	I-3 個人番号の利用 ②法 令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93の2の項) 電号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93の2の項) 電号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	
令和4年3月1日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、69の2、70、115の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、102の2、 115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2 の項	事前	
令和4年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 点	令和3年8月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概 要	中下球型法に基づき、定期予防接種の勧奨、 東施して いる。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、 接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律および国民健康保険法による特定健診、特定保健指導を実施している。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 ・・新型ペフリルエンザ等対策特別措置法に基づき、接種の勧奨、接種の勧奨、接種の勧奨、接種の制度、存極理解を行っている。 ・新型和フリカイルス感染症が策に係る予防接種及び発行した接種券の登録を行い、予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行っている。に表明を持続を持続した。特に、表明を持続を行っている。に表明を持続を持続を行っている。に表明を持続を持続を行っている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ・・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ・・ラ防接種の記録、システム(VRS)へ予防接種の記録・システム(VRS)へ予防接種の記録・システム(VRS)へ予防接種を登録、管行・とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	接種証明書の交付を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 《各種訪問・相談記録等 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による	事後	
令和6年5月27日	I-3 個人番号の利用 法令 上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93の2の項) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表(14,44,70,85,111,126 の項) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務におけるワクチン接種記録シスプムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第24条第7号、第40条、第46条 第7号、第54条、第67の2条	事後	
令和6年5月27日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、102の2、 115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2 の項	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第一九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (25,26,48,71,80,95,112,139,153,154の項) (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第一九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(25,26,27,28,29,95,139,153,154 の項)	事後	
令和6年5月27日	I-7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町 入膳3255 電話:0765-72-2839	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町 入膳423 電話:0765-72-2839	事後	
令和6年5月27日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2871	財政課デジタル推進係 住所:富山県下新川郡 入善町入膳423 電話:0765-72-2871	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点	令和4年3月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点	令和4年3月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日		中子味健太 本型で、中子性限于吸の文別、	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律および国民健康保険法による特定健診、特定保健指導を実施している。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、接種の勧奨、接種の管理を行っている。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務) ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録(2予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記錄等 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の記録、台帳管理 (中間サーバ・番号連携システムにおける事務)について、・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。・・番号法第19条第8号に基づく主務省令に記載されている情報提供者業務について、業務情報定は、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間	事後	
令和7年1月10日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携 サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録シ ステム(VRS)	健康管理システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 健康管理システム(ガバメントクラウド上の標準 準拠システム) 死名管理システム(ガバメントクラウド上の標準 準拠システム)	事後	
令和7年1月10日	I-3 個人番号の利用 法令 上の根拠	番号法第9条第1項 別表(14,44,70,85,111,126 の項) 電号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第24条第7号、第40条、第46条 第7号、第54条、第67の2条	番号法第9条第1項 別表(14,44,70,85,111,126の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第10条、第24条第7号、第40条、第46条 第7号、第54条、第67条の2	事後	
令和7年1月10日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第一九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令第2条の表 (25,26,48,71,80,95,112,139,153,154の項) (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第一九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令第2条の表(25,26,27,28,29,95,139,153,154 の項)	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令第2条の表 (25,26,48,71,80,95,112,139,153,154の項) (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令第2条の表(25,27,28,29,95,139,153の項)	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点	令和6年6月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点	令和6年6月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 8. 人手を介 在させる作業	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加。
令和7年1月10日	IV リスク対策 11. 最も優先 順位が高いと考えられる対策	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加。